

# お知らせ『りしり富士』

第729号 No.1  
令和8年3月18日発行  
(編集：企画政策課)

## 鬼脇歯科診療所 清掃業務パートタイム会計任用職員の募集について

鬼脇支所

鬼脇歯科診療所の清掃業務のパートタイム会計任用職員を募集します。

勤務先：鬼脇歯科診療所

業務内容：清掃業務（鬼脇歯科診療所・歯科医師住宅）

募集人員：1名

雇用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

賃金：月給 70,000円（鬼脇歯科診療所）

勤務時間： 9：00～11：00（歯科医師住宅 月・水・金）

17：00～19：00（鬼脇歯科診療所 平日）※時間帯は変動する場合があります

募集締切：令和8年3月27日（金）

提出書類：履歴書

採用方法：書類選考・面談により決定

（その他の詳細については、下記までお問合せください）

応募・問合せ先：鬼脇支所 電話 0163-83-1001

## 4月の診療予定について

鷺泊診療所

4月の診療予定は以下のとおりとなっております。時間内に受診していただきますようお願いいたします。風邪症状で受診を希望される方は事前に電話（0163-82-1038）でご相談下さい。

月	火	水	木	金
		<b>1</b> 午前 佐々木医師 午後 鉢呂医師	<b>2</b> 午前 鉢呂医師 午後 佐々木医師	<b>3</b> 午前 鉢呂医師 午後 松江医師
<b>6</b> 午前 佐々木医師 午後 吉永医師	<b>7</b> 午前 鉢呂医師 午後 松江医師	<b>8</b> 午前 佐々木医師 午後 鉢呂医師	<b>9</b> 午前 佐々木医師 午後 休診 午後4時～整形外科	<b>10</b> 午前 松江医師 午後 休診(秀峰園)
<b>13</b> 午前 鉢呂医師 午後 吉永医師	<b>14</b> 午前 佐々木医師 午後 松江医師	<b>15</b> 午前 鉢呂医師 午後 佐々木医師	<b>16</b> 午前 鉢呂医師 午後 吉永医師	<b>17</b> 午前 鉢呂医師 午後 福井医師
<b>20</b> 午前 佐々木医師 午後 吉永医師	<b>21</b> 午前 鉢呂医師 午後 松江医師	<b>22</b> 午前 佐々木医師 午後 鉢呂医師	<b>23</b> 午前 佐々木医師 午後 休診 午後4時～整形外科	<b>24</b> 午前 鉢呂医師 午後 休診(秀峰園)
<b>27</b> 午前 松江・市川医師 午後 吉永・星野医師	<b>28</b> 午前 市川・星野医師 午後 市川・星野医師	<b>29</b> 昭和の日	<b>30</b> 午前 星野医師 午後 松江医師	

※都合により医師変更・休診となる場合があります。IP告知端末でご確認ください。

※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～3時

◆ JAL マイレージバンクまたは JAL カードで「離島航空運賃割引証」をご利用の方へ  
現在 JAL マイレージバンクまたは JAL カードで「離島航空運賃割引証」をご利用している方は、令和8年4月1日以降「離島航空運賃割引証」としてご利用が出来なくなります。

そのため、4月以降は再度役場住民窓口又は鬼脇支所にて離島割引証の交付を受け、それを持って空港窓口で更新手続きをする必要があります。なお、一度更新を行うと来年の3月31日までご利用いただけます。

※JAL ホームページからのご予約について

「離島割引証」更新前はログインするとご予約が完了しませんので、ログインはせずゲストにてご予約をお願い致します。

ご不明な点は、利尻空港（電話：0163-82-2401）までご連絡ください。

◆ ANA利尻富士町島民割引カードの発行手続きについて

6月1日から運航開始となるANA「利尻一新千歳線」の離島割引運賃については島民割引カードが必要となります。

4月1日より発行の手続きを開始いたしますので、手続きをされる方は写真（免許証サイズで自ら撮影したもので可）をご持参の上、役場住民窓口又は鬼脇支所までお越しください。なお、運航は6月から9月までですがANAが通年受付を行っていることを受け、有効期限は来年の3月31日までとなります。

※年度途中で転出する場合は、手続きの際に窓口で返却してください。

ご不明な点は、企画政策課（電話：0163-82-2850）までご連絡ください。

## 『利尻富士町準住民』の申請・登録について

平成29年4月1日に施行された有人国境離島特措法により、みなさまのフェリー乗船運賃及び航空搭乗運賃の離島住民割引制度が拡充されており、「利尻富士町準住民」として登録された者についても、離島住民割引の対象として取り扱うこととしているところです。

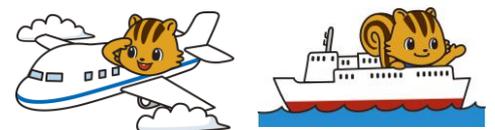
この春に島外への進学等により転出する方につきましては、下記の要件を満たしている場合に「利尻富士町準住民」として申請・登録することで、帰省等の際に離島住民割引運賃でフェリーや航空機を利用できますので、登録を希望される場合は下記の書類等を準備の上、役場2階企画政策課までお越しください。

詳しくは、役場企画政策課（電話：0163-82-2850）まで随時お問い合わせください。

<進学等で準住民となるための要件>

利尻富士町の住民が扶養し特定有人国境離島地域（利尻島）以外に居住している「中学生、高校生、大学生」等

- 必要書類
1. 扶養義務者の住民票
  2. 準住民となる者の住民票及び在学証明書



<介護等で準住民となるための要件>

要介護認定等の住民を介護するために反復継続的に来訪する親族（反復継続的とは、具体的に年間6回の来島が目安となっております。）

- 必要書類
1. 介護を必要とされる方の介護保険被保険証の写し
  2. 介護をする方が親族であることを確認出来る公的書類
  3. 介護をする方の身分証明書の写し

**キャンプ場（ゆ〜に・北麓野営場）、湯泳館、郷土資料館、カルチャーセンター料金の一部改正について**

産業振興課商工観光係・教育委員会

令和8年度より以下のとおり施設料金を一部改正しましたのでお知らせいたします。  
利尻島郷土資料館とカルチャーセンター・りっぴ館（りしりアート・ビジターセンター）  
については、町民は無料で利用できますので、今後も多くの方にご利用いただきますよう  
お願いいたします。

**【ファミリーキャンプ場ゆ〜に】**

入場料 ※テント利用の場合は 1 人 1 泊あたりの料金			
改正前		改正後	
大人（中学生以上）	520 円	<u>大人（高校生以上）</u>	<u>600 円</u>
子供（小学生以下）	310 円	<u>子供（小中学生）</u>	<u>300 円</u>
身障者	310 円	<u>障害者手帳等を所持するもの</u>	<u>300 円</u>

※小学校就学前の乳幼児については無料です。

宿泊施設（コテージ・バンガロー）※1棟1泊			
改正前		改正後	
コテージ	16,760 円	コテージ	<u>18,000 円</u>
バンガロー（6人用）	7,330 円	バンガロー（6人用）	<u>9,000 円</u>
バンガロー（4人用）	5,230 円	バンガロー（4人用）	<u>6,000 円</u>

**【北麓野営場】**

使用料（テントサイト）（ケビン・オートサイト）※1棟1泊			
改正前		改正後	
大人（高校生以上）	520 円	<u>大人（高校生以上）</u>	<u>600 円</u>
中学生以下 （小学生以下は無料）	310 円	<u>中学生以下 （小中学生）</u>	<u>300 円</u>
		<u>障害者手帳等を所持するもの</u>	<u>300 円</u>

※小学校就学前の乳幼児については無料です。

宿泊施設（ケビン・オートサイト）※1棟1泊			
改正前		改正後	
ケビン（4人用）	5,230 円	ケビン（4人用）	<u>6,000 円</u>
オートサイト	2,610 円	オートサイト	<u>3,000 円</u>

※ファミリーキャンプ場ゆ〜に・北麓野営場のバンガロー・コテージ・ケビンへの宿泊につきましては、上記金額の他、  
北海道の宿泊税が 1 人 1 泊 100 円がかかります。※テント泊・オートサイトの場合は宿泊税はかかりません。

【温泉プール「湯泳館」】

温泉プール「湯泳館」 町民利用料金			
改正前		改正後	
大人（中学生以上）	200円	大人（ <u>高校生以上</u> ）	200円
高齢者（70歳以上）	100円	高齢者（70歳以上）	100円
身障者 （身体障害者手帳を 所持するもの）	100円	<u>障がい者</u> <u>（障害者手帳等を</u> <u>所持するもの）</u>	100円
中人（小学生）	100円	中人（ <u>小中学生</u> ）	100円
小人 （小学校就学前の幼児）	無料	小人 （小学校就学前の <u>乳幼児</u> ）	無料

利尻富士温泉及び湯泳館の販売・レンタル料金			
改正前		改正後	
タオル（販売）	200円	タオル（販売）	<u>300円</u>
バスタオル（レンタル）	200円	バスタオル（レンタル）	<u>300円</u>
キャップ（レンタル）	100円	キャップ（レンタル）	<u>200円</u>
ゴーグル（レンタル）	100円	ゴーグル（レンタル）	<u>200円</u>
水着（レンタル）	300円	水着（レンタル）	<u>400円</u>

【利尻島郷土資料館】

普通入館料			
改正前		改正後	
一般（含む高校生）	200円	一般（含む高校生）	<u>300円</u>
中学生	100円	中学生・ <u>障がい者</u>	100円

**※ただし、町民及び小学校就学前の乳幼児は無料です。**

【カルチャーセンター・りっぴ館（りしりアート・ビジターセンター）】

普通入館料			
改正前		改正後	
一般	310円	一般	<u>300円</u>
中学生	200円	<u>小中学生</u>	<u>150円</u>
小学生以下	100円		

**※ただし、町民及び小学校就学前の乳幼児は無料です。**

※障がい者とは、身体障害者手帳の他に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持している方を対象としています。

# お知らせ『りしり富士』

第729号 No.2  
令和8年3月18日発行  
(編集：企画政策課)

令和8年4月から「巡回登記所」が「ウェブ登記手続案内」となります！

旭川地方法務局 総務課

法務局では、これまで、利尻富士町役場において年に数回の開催日を定めて「巡回登記所」を実施し、法務局の職員が登記手続の案内を行って来ました。

令和8年4月からは、もっと便利に登記手続の案内を御利用いただくため、「巡回登記所」に替えて、お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、ご希望の日時にご自宅で法務局の担当者から登記手続の説明を受けることができる、便利な「ウェブ登記手続案内」を実施することとしました。ご利用は予約制で、インターネットから「法務局手続案内予約サービス」にアクセスして予約することができます。

なお、ご自宅にパソコンやスマートフォンがない場合、利尻富士町役場のパソコンを利用して「ウェブ登記手続案内」を利用することができます。

詳しくは下記番号の旭川地方法務局までお問い合わせください。

▼法務局手続案内  
予約サービス



■ご予約・お問い合わせ先

旭川地方法務局 総務課 電話：0166-38-1144

高齢者運転講習時におけるタクシーチケットの交付・料金の改定について

利尻富士町交通安全協会

利尻富士町交通安全協会では「北都ハイヤー株式会社（稚内市）」と連携し、運転免許高齢者（70歳以上）講習受講時の稚内フェリーターミナル～稚内ドライビングスクール間のタクシー運賃を貸切料金として、下記料金で乗車できることとなっております。

この助成制度は、利尻富士町交通安全協会が発行する「チケット」をお持ちの方に限るもので、今後高齢者講習を受講される方はぜひご利用ください。

また、令和8年4月13日より下記のとおり料金が改定致します。

【タクシー料金】

4/13料金改定後

4月 1日～11月24日（夏期料金） 片道3,800円 ⇒ 3,950円  
11月25日～ 3月31日（冬期料金） 片道4,400円 ⇒ 4,600円

※夏、冬料金とも通常運賃より1,000円程度割引となります。

【対象区間】

稚内フェリーターミナル（稚内駅周辺）から稚内ドライビングスクール間

【利用可能なハイヤー会社】

北都ハイヤー株式会社（乗車後チケットを渡す）

【割引チケット交付方法】

平日役場2F企画政策課、鬼脇支所窓口において、希望者へタクシーチケットを交付（土日祝祭日は、役場窓口のみ）

IP放送でもお知らせしておりますが、見晴ヶ丘団地 R07-1 (16号棟) の完成に伴い入居者を募集しておりますので、ご希望の方は下記要領によりお申込下さい。

なお、既に町営住宅のお申込みをされている方であっても、本住宅に入居をご希望の方は、新たに「専用申込書」でお申込みが必要となりますので、お間違のないようご注意ください。

1 入居者の選考方法

入居者選考委員会により選考後別途お知らせ致します。

2 入居者資格

- (1) 利尻富士町営住宅管理条例第6条の規定に準ずる（収入基準、住宅困窮度等）
- (2) 町税等、公共料金を滞納していないこと。
- (3) 入居決定後、速やかに入居が可能であること。

3 賃貸条件

利尻富士町営住宅管理条例及び同施行規則に準ずる。

4 住宅の名称、所在、構造、規模、募集戸数

名称： 利尻富士町営住宅 「見晴ヶ丘団地 R07-1 (16号棟)」

所在： 利尻富士町鷺泊字栄町157番地1

区 分	1LDK	2LDK
構 造	木造・平屋	
規 模	52.79 m <sup>2</sup>	63.35 m <sup>2</sup>
募集戸数	2戸	2戸

5 家賃及び敷金

敷金：家賃の2ヶ月相当分を入居前に納付していただきます。

家賃：前年（令和6年分）の所得を基準に算出し、以降毎年「収入申告書」の提出により算定される認定所得月額により決定されます。

また、家賃の他に廊下灯などの共用費（電気料等）が別にかかります。

【家賃】

単位：円

月 額 所 得	1LDK	収入超過	2LDK	収入超過
0 ~ 104,000	17,100	—	20,600	—
104,001 ~ 123,000	19,800	—	23,800	—
123,001 ~ 139,000	22,600	—	27,200	—
139,001 ~ 158,000	25,500	—	30,700	—
☆*158,001 ~ 186,000	29,200	40,900	35,000	48,200
☆*186,001 ~ 214,000	33,700	47,200	40,400	55,600
*214,001 ~ 259,000	39,400	63,600	47,300	74,300
* 259,001 以上	45,400	87,900	54,600	101,300

☆ 裁量階層 \* 収入超過者

※ 上記家賃は決定額ではありませんので、目安として参考にして下さい。（収入超過含む）

※ 収入超過家賃は公営住宅に引き続き3年以上入居されている世帯の1年目の状況のものであり、その後経過年数等に応じ割増上限（87,900円・101,300円）へと段階的に割増されたものが適用されます。（月額所得158,001円～収入超過家賃適用）

## 6 申込みに必要な書類

- (1) 入居申込書（見晴ヶ丘団地 R07-1（16号棟）専用申込書）  
役場窓口・鬼脇支所窓口にて交付し町ホームページにも掲載いたします。
- (2) 担当係において提出を指示する書類

## 7 申込書類の提出先及び提出期限

提出先： 役場建設課建設まちづくり係 又は 鬼脇支所  
提出期限： 令和8年3月25日（水）まで

※上記期日後のお申込みは受領出来ませんのでご了承ください。

## 8 入居までの流れ（予定）

募集期間	3月25日（水）まで
入居者決定	3月30日（月）
随時入居	4月1日（水）以降

## 9 お問い合わせ先

役場建設課 TEL：0163-82-2511 FAX：0163-82-1373

### 用語解説

#### 裁量階層

小学校就学前の子供がいる世帯、60歳以上の世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病世帯、原子爆弾被爆者世帯、引揚者世帯、ハンセン病療養者世帯等

※上記に該当する世帯を裁量階層といい一般世帯に比べ収入基準の緩和措置があります。

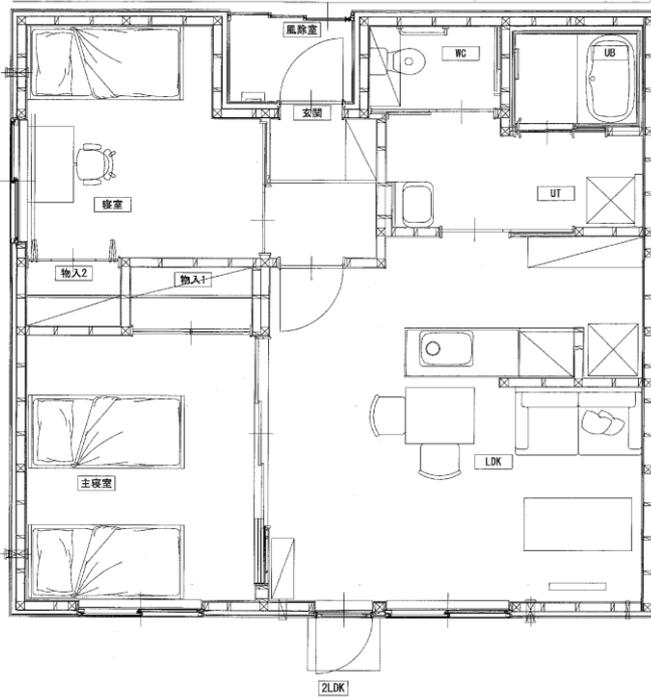
#### 収入超過者

公営住宅に引き続き3年以上入居されている世帯で、収入申告書により算定した政令月収額が、収入超過基準を超えている世帯については、収入超過者と認定し、収入超過者認定通知書によりその旨通知するとともに、住宅を明け渡す努力をしていただきます。収入超過者には、収入の超過割合や収入超過者となってからの年数に応じて段階的に家賃が割増され、最終的には近傍同種の民間住宅家賃と同等の家賃（近傍同種家賃）が適用されません。

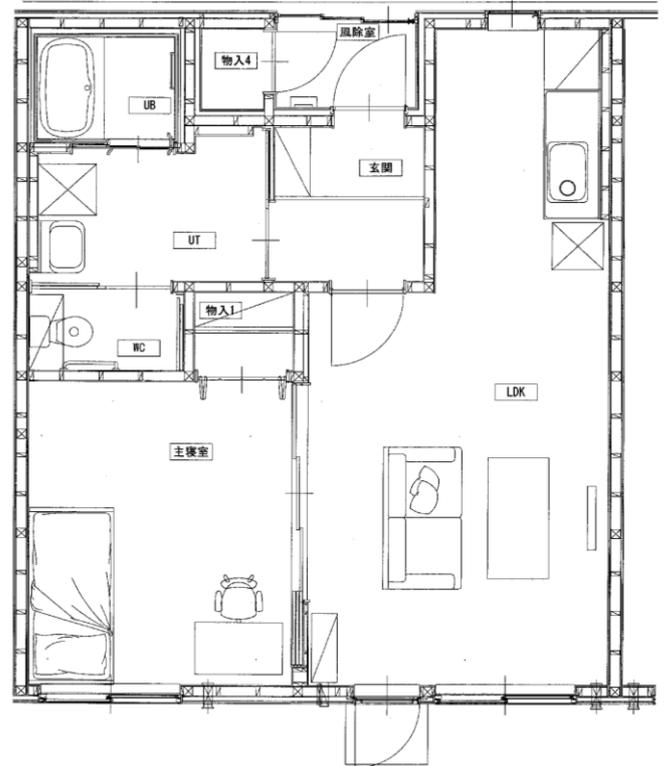
### 箇所図



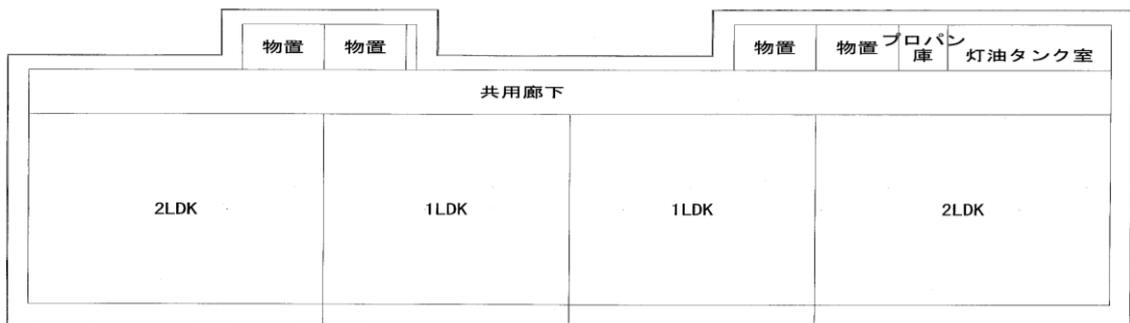
2LDK間取り図 63.35㎡ (参考)



1LDK間取り図 52.79㎡ (参考)



団地平面図



## 優良運転者更新時講習のお知らせ

### ■優良運転者更新時講習

4月9日(木) 利尻富士町総合交流促進施設「りぷら」

5月8日(金) 利尻町交流促進施設「どんと」

\*受付は、午後5時から午後5時30分まで

\*講習時間は、午後5時30分から午後6時までとなっております。

\*時間等お間違えのないよう、必ず受講しましょう。

受講する前に、沓形駐在所で更新手続きをしましょう！  
毎週月・木の午前9時から午後4時まで行っています！

